

# 独立行政法人 勤労者退職金共済機構

## 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書等作成要領

### 第一 共 通 事 項

- 1 機構においては、審査事務を一元的に行うので、申請書類は総務部会計第一課に提出する。
- 2 添付書類（申請書類のうち申請書を除いたもの）の記載事項の基準日は、建設工事にあつては申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とし、測量等、物品の製造等及び役務提供にあつては申請日の属する年の1月1日とする。  
ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日を原則とする。
- 3 提出書類は記載漏れがないよう注意すること。また、虚偽の記載が判明した場合は、登録を取り消す場合がある。  
なお、提出する際は、申請書、添付資料の順（作成方法記載順）に従ってA4版ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背面に「業種名、事業所名」を表示すること。（ファイルは何色でもよい。）

### 第二 建設工事の申請書及び添付書類の作成方法（別記第1号書式関係）

#### 1 申請書（第1号書式の様式1）の作成方法

- (1) 様式の左上欄外の「」には、商号又は名称の頭文字をカタカナで記載する。（株式会社等法人の種類を表す文字から始まる場合は、その次の頭文字とする。）
- (2) 「01 1新規/2更新」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。
- (3) 「03 業者コード」欄については、機構においては記入を要しない。
- (4) 「04 許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号を経営事項審査結果通知書から転記する。
- (5) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (6) 「08 住所」から「13 FAX 番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
  - ① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。  
なお、「08 住所」欄の都道府県及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
  - ② 「08 住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。
  - ③ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、次表の略号を用いること。

種類	株式会社	特例有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(同)

- ④ 「10 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。  
なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

⑤ 「12 電話番号」欄及び「13 FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハンフン)」で区切り、( ) は用いないこと。

- (7) 「14 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3 のいずれか）に○印を付するとともに、[ ] 内に外国名を、( ) 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (8) 「15 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2 業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1 年未満切捨て）を記載する。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数を記載する。

- (9) 「16 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

ア 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、経営事項審査結果通知書の建設工事の種類に対応した競争参加資格希望工種を記載する。

イ 「②基準決算以前の決算」、「③基準決算」及び「④年間平均完成工事高」の各欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行なっている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「③基準決算」とは基準日を含む決算を、「②基準決算以前の決算」とは基準日以前の 24 か月の期間から基準決算の期間を控除した期間における決算を、「④年間平均完成工事高」とは両決算に基づき算定した年間平均工事高をそれぞれいう。

## 2 添付書類の作成方法

- (1) 工事経歴書（第 1 号書式の様式 2）及び営業所一覧表（第 1 号書式の様式 3）

この 2 様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

なお、工事経歴書（第 1 号書式の様式 2）の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

- (2) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

- (3) 経営事項審査結果通知書の写し

申請者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項による経営事項審査を申請し、国土交通大臣又は都道府県知事が審査を行ったときは、その結果を同法第 27 条の 27 第 1

項により申請者に通知することとされている。経営事項審査結果通知書の写しとは、この申請者に通知されたものの写しをいう。(5)の項参照)

なお、共同企業体の場合は、各構成員の経営事項審査結果通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の経営事項審査結果通知書の写しをそれぞれ提出する。

(4) 選択様式として徴取する書類

ア 建設業の許可申請書の写し

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条第1号に定める様式で申請日の直近のもの写しをいう。(5)の項参照)

イ 共同企業体等調書

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体にあつては構成員が5事業者まで、官公需適格組合にあつては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合(以下「A者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)を作成し、これを超える事業者からなる場合(以下「B者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)及び共同企業体等調書(その2)を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

- ① 「技術職員数」欄には、経営事項審査結果通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、1級、2級及びその他の「①」から「⑩」の各欄にそれぞれ転記する。また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or 計」欄に記載し、B者の場合には、①から⑩までの各欄の合計数値を「計」欄に記載する。
- ② 「年間平均完成工事高」欄には、一般競争(指名競争)参加資格審査申請者(建設工事)の「16 完成工事高 ④年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記する。
- ③ 「自己資本額及び職員数」欄には、経営事項審査結果通知書の「自己資本」欄(右上)に記載されている金額を上段に、「総職員数(人)」欄(右下)に記載されている人数を下段にそれぞれ上記①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。
- ④ 「経営状況」欄には、経営事項審査結果通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。
- ⑤ 「その他の評価項目」欄には、経営事項審査結果通知書の「その他の評価項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。

(5) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「08 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。  
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付しなければならない。
- (3) 提出する書類等で記名押印を必要とする場合には、署名をもって記名押印にかえることがで

きる。

- (4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載しなければならない。

#### 4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事書類に係るものである。

### 第三 測量・建設コンサルタント等の申請書類及び添付書類の作成方法（別記第 2 号書式関係）

#### 1 申請書（第 2 号書式の様式 1）の作成方法

- (1) 様式の左上欄外の「」には、商号又は名称の頭文字をカタカナで記載する。（株式会社等法人の種類を表す文字から始まる場合は、その次の頭文字とする。）
- (2) 「01 1 新規／2 更新」欄については、該当する申請区分の番号（1 又は 2）に○印を付す。
- (3) 「03 業者コード」欄については、機構においては記入を要しない。
- (4) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (5) 「07 住所」から「12 FAX 番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
- ① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は一文字として扱うこと。  
なお、「07 住所」欄の都道府県及び「08 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
- ② 「07 住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。
- ③ 「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、次表の略号を用いること。

種類	株式会社	特例有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(同)

- ④ 「09 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は 1 文字あけること。  
なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。
- ⑤ 「11 電話番号」欄及び「12 FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。
- (6) 「13 登録等を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
- ① 測量業者 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。
- ② 建築士事務所 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。
- ③ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- ④ 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合。

- ⑤ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規定（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- ⑥ 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。
- ⑦ 土地家屋調査士 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 6 条による登録を受けている場合。（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）
- ⑧ 司法書士 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 6 条による登録を受けている場合。
- ⑨ 計量証明事業者 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合。
- ⑩ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記入する。
- (7) 「14 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、次表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び海岸	1	港湾及び空港	2	電力土木	3
道路	4	鉄道	5	上水道及び工業用水道	6
下水道	7	農業土木	8	森林土木	9
水産土木	10	造園	11	都市計画及び地方計画	12
地質	13	土質及び基礎	14	鋼構造及びコンクリート	15
トンネル	16	施工計画、施工設備及び積算	17	建設環境	18
建設機械	19	電気・電子	20		

補償コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	21	土地評価	22	物件	23
機械工作物	24	営業補償・特殊補償	25	事業損失	26
補償関連	27				

- (8) 「15 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。
- ア 「①競争参加資格希望業種区分」欄には、申請書（第 2 号書式の様式 1）の「13 登録等を受けている事業」の欄に対応して記載する。
- イ 「②直前 2 年度分決算」、「③直前 1 年度分決算」及び「④直前 2 か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載する。（決算が 1 事業年度 1 回の場合には、「②直前 2 年度分決算」及び「③直前 1 年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）なお、「③直前 1 年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「②直前 2 年度分決算」とは直前 1 年度分決算の前の決算を、「④直前 2 か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。
- また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限

る。)を含めた実績を記載する。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

- (9) 「16 自己資本額」の各欄については、次により記載する。
- ア 「①払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいい、「②準備金・積立金」とは、法定準備金(資本準備金及び利益準備金)と任意積立金(退職手当積立金等)との合計額(ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額)をいう。
- イ 「直前決算時」及び「剰余(欠損)金処分」の各欄については、基準日直前の決算により記載し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から基準日までの間における増減額を記載する。また、外資系企業の場合には、「①払込資本金」の合計欄の上段( )内に外国資本の額を内数で記載する。
- (10) 「17 損益計算書」の「税引前当期利益」欄には、直前1年度分決算によって記載する。
- (11) 「18 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。
- (11) 「19 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。
- (13) 「20 外資状況」については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1 2 3のいずれか)に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (14) 「21 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載する。
- (15) 「22 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④計」欄には、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。
- (16) 「23 有資格者数」欄については、次の範囲に従いそれぞれの業種に主として従事する職員数を記載する。(1人の職員が2以上の業種に該当する場合には、主たる業種のみに記載し、重複して計上しないこととする。)
- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者。
  - ② 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理、電気施工管理、造園施工管理とするものに合格した者。
  - ③ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水道部門、電気部門及び機械部門とするものに合格した者。
  - ④ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免許を受けた者。

- ⑤ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者。
- ⑥ 計量法（昭和 26 年法律第 207 号）による環境計量士の登録を受けている者。
- ⑦ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士又は測量士補の試験に合格した者。
- ⑧ 技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者。
- ⑨ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けている者。
- ⑩ 土屋家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者。
- ⑪ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者。  
公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し 7 年以上の実務経験を有する者。

## 2 添付書類の作成方法

- (1) 測量等実績調書（第 2 号書式の様式 2）、技術者経歴書（第 2 号書式の様式 3）及び営業所一覧表（第 2 号書式の様式 4）  
この 3 様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。
- (2) 登記簿謄本又は身元証明書  
登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げるもののいずれかをいう。）の謄本をいい、法人が提出する。また、身元証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が成年被後見人（禁治産者）、被保佐人（準禁治産者）、被補助人（準禁治産者）又は破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、個人が提出する。（(7) の項参照）
- (3) 登録証明書等  
1 - (6) の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。（(7) の項参照）  
なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。
- (4) 財務諸表類  
申請者が自ら作成している直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人にあつては、これらに類する書類）をいう。
- (5) 建設コンサルタント登録規程第 7 条、地質調査業者登録規程第 7 条又は補償コンサルタント登録規程第 7 条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であつて、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、2 - (1)、(2) 及び(4) の書類の添付を省略することができる。
- (6) 選択様式として徴取する書類  
納税証明書  
（その 3 の 3 ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）  
直前 1 年間における法人税又は所得税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。（(7) の項参照）
- (7) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

### 3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「07 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。  
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記または添付しなければならない。
- (4) 提出する書類等で記名押印を必要とする場合には、署名をもって記名押印に変えることができる。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載しなければならない。

### 4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

## 第四 物品の製造等及び役務提供の申請書類及び添付書類の作成方法（別記第3号書式関係）

### 1 申請書（第3号書式の様式1）の作成方法

- (1) 様式の左上欄外の「」には、商号又は名称の頭文字をカタカナで記載する。（株式会社等法人の種類を表す文字から始まる場合は、その次の頭文字とする。）
- (2) 「01 1新規／2更新」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。
- (3) 「03 業者コード」欄については、機構においては記入を要しない。
- (4) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (5) 「07 住所」から「12 F A X番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
  - ① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。  
なお、「07 住所」欄の都道府県及び「08 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
  - ② 「07 住所」欄での丁目、番地は、「—（ハイフン）」により省略して記載すること。
  - ③ 「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、次表の略号を用いること。

種類	株式 会社	特例有 限会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	財団 法人	社法 団人	合同 会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(同)

- ④ 「09 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

- ⑤ 「11 電話番号」欄及び「12 FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( ) は用いないこと。
- (6) 「13 希望する製造等の書類」欄については、該当する番号に○印を付す。  
また、「2 販売」及び「3 買受け」の場合には、申請者の主な業種、取扱品目により該当する記号 (a・b・c・d) に○印を付す。
- (7) 「14 希望する営業品目等」欄については、次表の中から希望する営業品目を記載する。

コード番号	営業品目	コード番号	営業品目	コード番号	営業品目
1	印刷・製本	2	連続紙印刷	3	軽印刷
4	計算・調査委託	5	電算機関連事業	6	電算機関連品
7	広告関連	8	事務用機器	9	事務用品
10	書籍・文教	11	紙製品	12	靴・繊維・スポーツ用品
13	清掃・管理	14	保健・衛生関連品	15	医療・化学薬品
16	医・理・化機器	17	電気・通信機器具	18	電気機器具
19	家具・事務用家具	20	厨房・雑貨	21	百貨店
22	旅客	23	梱包・運送	24	自動車及関連品
25	燃料	26	空調・防火・焼却施設	27	自転車・消火器
28	特殊機器・昇降機等	29	不用品	30	その他
31	総合商社				

- (8) 「15 製造等実績高」の各欄には、次により記載する。
- ア 「① 競争参加資格希望業種区分」欄には、次表に対応した競争への参加を希望する業種 (以下「競争参加資格希望業種」という。) を記載する。  
(物品の製造・買入れ・売払い)

コード番号	業種	コード番号	業種	コード番号	業種
101	印刷・製本	102	連続紙印刷	103	軽印刷
104	電算機関連品	105	事務用機器	106	事務用品
107	書籍・文教	108	紙製品	109	靴・繊維・スポーツ用品
110	保健・衛生関連品	111	医療・化学薬品	112	医・理・化機器
113	電気・通信機器具	114	電気機器具	115	家具・事務用家具
116	厨房・雑貨	117	百貨店	118	自動車及関連品
119	燃料	120	空調・防火・焼却施設	121	自転車・消火器
122	特殊機器・昇降機等	123	不用品	124	その他

(役務提供等)

コード番号	業種	コード番号	業種	コード番号	業種
131	計算・調査委託	132	電算機関連事業	133	広告関連
134	清掃・管理	135	保健・衛生関連	136	旅客
137	梱包・運送	138	空調・防火・焼却施設	139	特殊機器・昇降機等
140	その他				

- イ 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高 (消費税を含まない金額。以下本項目にお

いて同じ。)を記載する。(決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。)なお、「③直前1年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。)を含めた実績を記載する。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

- (9) 「16 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「①払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいい、「②準備金・積立金」とは、法定準備金(資本準備金及び利益準備金)と任意積立金(退職手当積立金等)との合計額(ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額)をいう。

イ 「直前決算時」及び「剰余(欠損)金処分」の各欄については、基準日直前の決算により記載し、「決算後の増減額」欄については、当該直前決算確定日から基準日までの間における増減額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①払込資本金」の合計欄の上段( )内に外国資本の額を内数で記載する。

- (10) 「17 経営状況」の「流動比率」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

なお、比率は小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

- (11) 「18 外資状況」については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(123のいずれか)に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (12) 「19 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記載する。

- (13) 「20 常勤職員の数」の欄は、基準日の前日において常時雇用している従業員の数(法人にあつては常勤役員の数を含む。個人にあつては事業主を含む。組合にあつては組合の役員と組合員の常勤職員との合計。)をそれぞれ記載し、下段に役員又は事業主の数を内数で記載する。

- (14) 「21 設備の額」の各欄は、製造又は立木竹の買受けを希望する場合にのみ次の区分によって、貸借対照表に掲げられた金額を記載する。(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下この項において「規則」という。)の適用がない申請者については、これに準じて記載する。)

ア 機械装置類 規則第23条第1項第3号に該当するもの。

イ 運搬具類 規則第23条第1項第4号及び第5号に該当するもの。

ウ 工具その他 規則第23条第1項各号のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号以外の各号に該当するもの。

- (15) 「22 主要設備の規模」は「22 設備の額」欄の記載対象とされた設備の中から、競争参加資格希望業種に係る主要なものの名称、能力及び台数を記載する。

## 2 添付書類の作成方法

### (1) 営業経歴書

申請者が自ら作成している営業実績及び営業所（機構と常時契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類をいう。

なお、機構と営業所との関係を明確にするため、必要に応じ営業所一覧表（付表）を提出する。

### (2) 登記簿謄本又は身元証明書

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。）の謄本をいい、法人が提出する。また、身元証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が成年被後見人（禁治産者）、被保佐人（準禁治産者）、被補助人（準禁治産者）又は破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、個人が提出する。（(5)の項参照）

### (3) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

### (4) 選択様式として徴取する書類

#### 納税証明書

（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

直前1年間における法人税又は所得税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。（(5)の項参照）

### (5) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

## 3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請者の「07 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関が発行する書面とする。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付しなければならない。
- (4) 提出する書類等で記名押印を必要とする場合には、署名をもって記名押印にかえることができる。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載しなければならない。

## 4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、物品の製造・買入れ等に係る契約のうち登録業種に係るものである。

## 第五 資格審査申請内容の変更届の作成要領

### 1 競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品製造等）

- (1) この様式については、末尾にある記載要領にしたがって記載する。
- (2) 変更届出事項
  - ① 住 所
  - ② 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリを含む。）
  - ③ 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
  - ④ 許可・登録の状況
  - ⑤ 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリを含む。）
- (3) 変更届出事項に係る添付書類は、次のとおりとする。
  - 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合  
商号登記簿の謄本（又は抄本）の写し
  - 個人の住所及び氏名に係る変更の場合  
住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
  - 許可・登録等の状況に係る変更の場合  
許可、登録等の証明書の写しなお、これら以外の変更届出事項に係る添付書類は不要とする。